

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成27年12月9日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500316号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500120号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を16万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年12月25日

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、請求期間に支給された賞与に係る記録が無い。

しかし、請求期間について、預金通帳を確認したところ、賞与が振り込まれており、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、標準賞与額を記録し、保険給付の対象となる期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が保管する預金通帳の写し及び請求者の同僚の請求期間に係る賞与明細書の写しから、請求者は、請求期間に16万9,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500302号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1500053号

第1 結論

昭和61年*月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和61年*月から昭和62年3月まで

私は、母親に勧められたことから、20歳となった昭和61年*月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、金融機関又は郵便局等で、納付書により、2回以上、何回かに分けてまとめて納付した記憶があるが、納付金額は覚えていない。

現在は所持していないが、請求期間当時に年金手帳を交付されており、国民年金保険料を納付した記憶があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳となった昭和61年*月頃に、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、請求者の国民年金の加入手続時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された20歳到達被保険者の資格取得日等から、平成3年10月ないし同年11月頃と推認されることから、手続時期が請求内容と一致しない。

また、請求期間の国民年金保険料については、金融機関又は郵便局等で、納付書により、2回以上、何回かに分けてまとめて納付した記憶があると述べているが、請求者は、保険料の納付時期及び保険料額等についての記憶が明確でないことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、前述の推認される国民年金の加入手続時点において、請求期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、オンライン記録においても、平成3年10月より前に国民年金被保険者資格を取得した記録は確認できないことから、請求者は、当該期間は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできない。

加えて、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、その形跡も見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500327号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500118号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年8月

A社において、平成19年8月に賞与を受け取ったが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する請求者に係る平成19年の賃金台帳において、請求期間の賞与の支給は確認できない。

また、A社は、「請求者については、請求期間において、賞与を支給する雇用契約とはなっていない。」と回答している。

さらに、請求者及びA社から提出された、請求者に係る平成19年分の給与所得の源泉徴収票から、請求期間に係る賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500293号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500119号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B工場(昭和59年4月1日にC社B工場に名称変更)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和23年5月1日から昭和25年4月1日まで

私は、知人の紹介により、C社B工場に勤務することになり、D駅からE駅方面に徒歩で通勤し、F業務に従事していた。しかしながら、勤務していた請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。調査の上、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間においてC社B工場(当時は、A社B工場)に勤務していたと主張している。

しかしながら、C社は、「当社の保存資料において、請求者の在籍は確認できないため、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。」と回答している。

また、請求者は、同僚の氏名を記憶していない上、オンライン記録において、請求期間にA社B工場に係る被保険者記録が確認できる複数の被保険者に照会をしたところ、回答を得た全員が、「請求者を記憶していない。」と回答していることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認ができない。

さらに、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求者の氏名は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500284号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500121号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年5月15日から平成18年10月1日まで

私は、平成14年4月にA社の代表取締役役に就任し、平成15年5月15日から厚生年金保険に加入したはずなのに、厚生年金保険の記録では、平成18年10月1日に被保険者資格を取得したことになっている。市民税・県民税課税(非課税)証明書及び給与所得の源泉徴収票等により、請求期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できるので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、複数の従業員の回答から、請求期間において、A社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得年月日は、平成18年10月1日であることが確認できる上、請求者は、請求期間に国民健康保険に加入していることが確認できることから、請求者が請求期間に厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

また、請求者が請求期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたとして提出した、請求期間に係る市民税・県民税課税(非課税)証明書、市民税・県民税特別徴収税額変更通知書、給与所得の源泉徴収票及び平成17年12月分給与明細書のいずれの社会保険料控除欄においても、社会保険料の種類別内訳が記載されていないことから、請求期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認することはできない。

さらに、請求者は、商業登記簿謄本により、請求期間当時、A社の代表取締役であり、社会保険事務所(当時)が保管する滞納処分票から、請求者が請求期間中に社会保険料の滞納整理について、社会保険事務所と折衝を行った記録が確認できることから、請求者が当該社会保険料に関する事務及び被保険者の資格取得届等に係る事務に関与していなかったとは認められ

ない。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、請求者は、上記のとおり厚生年金特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、請求期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。